琉球大学学術リポジトリ

首里城正殿の大庫理御差床高欄の復元をめぐる問題点

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-06-12 キーワード (Ja): 琉球王国, 首里城, 正殿（せいでん）, 玉座（ぎょくざ）, 御差床（うさすか） キーワード (En): 作成者: 高良, 倉吉, Takara, Kurayoshi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/451

首里城正殿の大庫理御差床高欄の復元をめぐる問題点

高　良　倉　吉

1996年　3月　発　行
琉球大学法文学部紀要　日本東洋文化論集
第2号抜刷

首里城正殿の大庫理御差床高欄の復元をめぐる問題点

高良倉吉

はじめに

六年余の歳月を費やして復元され、一九九二年十一月三日から一般公開されている首里城正殿は、琉球建築を代表する建造物の一つであった。建築躯体の構造や様式はもとより屋根瓦や彫刻類、彩色などを含むその全体構成は琉球の建築技術、美術工芸様式の粋をあつめたものであり、施設の用途・機能の面からも格別な造作であった。

沖縄戦で焼失したこの文化遺産を復元するに当たり、十八世紀以後の往時の正殿に可能な限り近いものを目指すことが確認された。[1] 焼失直前の古色蒼然たる老朽化した正殿ではなく、琉球王国の司令塔として機能していた頃の正殿を甦らせることになったのである。このため、復元作業に当たっては設計委員会が組織され、膨大な諸資料を丹念に解析したうえで設計・施工が図られた。解析結果の概要は『首里城正殿基本設計報告書』（沖縄総合事務局開発建設部、一九八七年三月）、『同予備設計報告書』（沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所、一九八八年三月）、『同実施設計報告書』（同、一九八九年三月）にまとめられており、また、設計・施工の全体的な総括は『国営沖縄記念公園首里城地区建設の記録』（沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所、一九九四年三月）や『同設計の記録』（同、一九九五年三月）に、設計委員会における討議については『首里城正殿設計委員会議事録集』（同、一九九四年三月）に記録されている。なお、一般に入手しやすい文献としては『琉球王府首里城』[2]があり、その中

で正殿については特にページを割いて建築上の特徴が詳説されている。

ところで、正殿の復元において最終段階まで難渋した問題の一つに、外面の丸柱・壁の彩色をどう決めるかという点、二階中央に位置する宝座（「御差床」）の高欄周りの柱の形状をどう決めるかという点、この二点の難問があった。本稿ではその中から二階御差床の高欄をめぐる論点を採り上げ、復元の経緯・問題点を述べておきたい。これを記すことは正殿の復元に深く係わった者の責務と考えるからである。

一　『寸法記』の御差床の図

正殿（古称「百浦添御殿」、単に百浦添・唐玻豊と略称されることも）の一階（古称「下庫理」）と二階（古称「大庫理」）の二箇所に宝座「御差床」が存在したことは文献資料によって明らかであった。だが、御差床の規模・形態を伝える明確な絵図資料は従来知られてなく、また、焼失以前の正殿をとらえた写真の中で正殿内部を写したものも限られており、特に御差床を撮った写真は一枚も存在しなかった。一九二八年（昭和三）～三三年にかけて行われた解体修理の際に作成された図面「国宝建造物沖縄神社拝殿図」（文化庁蔵）には、御差床の位置を想像させる手がかりは含まれているものの、具体的な規模・形態が明示されているわけではなかった。

周知のように、琉球処分（一八七九年＝明治十二）直後に首里城は接収され熊本鎮台沖縄分遣隊の駐屯所に転用され[3]、一八九五年（明治二十九）に分遣隊が引き揚げるまでの一七年間、正殿をはじめとする城内施設は各所で破壊、改変を被ることとなった。御差床はおそらくこの時期に撤去・解体されたために、写真に撮られる機会がなかったのだと推定される[4]。

御差床の規模・形態を教えてくれたのは、正殿復元の明快な根拠資料となった『百浦添御殿普請付御絵図并御材木寸法記』（沖縄県立芸術大学蔵。以下、『寸法記』と略称）であった。乾隆三十三年戊子（一七六八）に行われた正殿重修の記録である『寸法記』の中には御差床に関する決定的ともいえる記述が登場する。「下庫理差図」（一階平面図）には御差床とその左右に配された「平御差床」の位置が明瞭に描かれている。「二階差図」（二階平面図）にも御差床の位置が描かれており、御差床の後ろに「御床」が存在することも明記されている。さらに、「御差床之図」は下庫理御差床の寸法と仕様を記したものであり、精度の高い情報が示されている。

大庫理御差床の寸法・仕様を示すのが「大庫理御差床真正面之図」と「同御側之図」であり、本稿には正面図に相当する「大庫理御差床真正面之図」（図1）を掲げた。図1には左記の記述が書き込まれているので引用しておきたい。

①柱桐油朱ぬり金龍五色雲之絵
②柱桐油朱ぬり金龍五色雲
③彫物額木長壱丈七尺五寸幅壱尺三寸厚壱尺弐寸金龍五色之雲
④布板長壱尺九寸幅七寸厚弐寸彫物絵有ル
⑤きざミ柱高九寸幅六寸五分厚四寸三分真塗
⑥志まこ柱長壱尺三寸八分幅五寸五分厚四寸沈金右同
⑦龍柱長三尺弐寸金磨
⑧地ふく長壱丈三尺幅六寸厚四寸五分真ぬり沈金
⑨木重長壱丈三尺幅壱尺厚三寸五分真ぬり

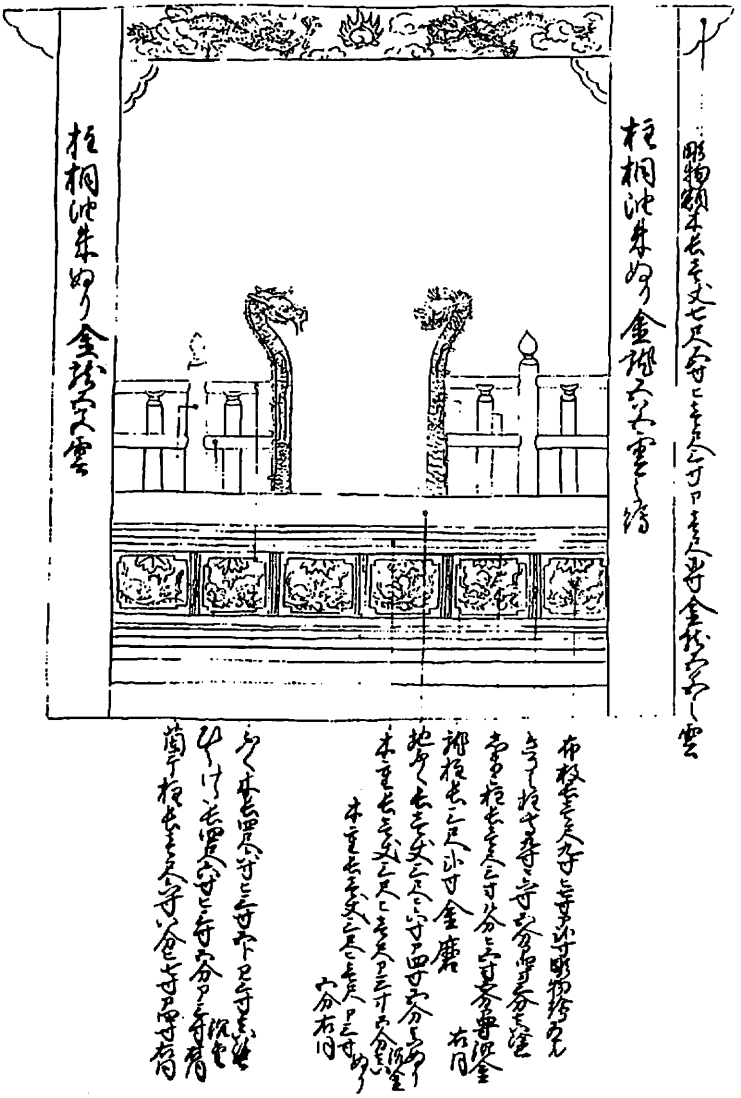

図１．大庫理御差床真正面之図（『寸法記』）

⑩木重長壱丈三尺幅壱尺厚三寸五分右同

⑪ふく木長四尺六寸幅三寸五分厚三寸真塗沈金

⑫ひらげた長四尺六寸幅三寸五分厚三寸右同

⑬蘭干柱長壱尺六寸八分幅七寸厚四寸右同

大庫理御差床の側面を描いたものが「同御側之図」であり、念のために同図に記述されている情報も紹介しておきたい。

⑭柱桐油朱塗ニ金龍五色之雲絵

⑮きざミ柱高九寸幅六寸五分厚四寸三分真ぬり

⑯布板長壱尺九寸幅七寸厚弐寸彫物絵有ル

⑰地ふく長七尺弐寸幅六寸厚四寸五分真ぬり沈金

⑱木重長七尺弐寸幅壱尺厚三寸五分真ぬり

⑲木重長七尺弐寸幅壱尺厚三寸五分右同

⑳蘭干柱長壱尺六寸八分幅七寸厚四寸右同

㉑志まこ柱長壱尺三寸八分幅五寸五分厚四寸右同

㉒ふく木長七尺弐寸幅三寸五分厚三寸真ぬり沈金

㉓ひらげた長七尺弐寸幅三寸五分厚三寸右同

右に紹介した二点の図に記載された情報を整理したものが表1であり、それを一覧すると大庫理御差床の規模・形態・加飾を概観できる。

表1　『寸法記』所載図による大庫理御差床高欄の部位寸法と加飾

	部位名	長・高	幅	厚	加　飾
正面	柱				桐油朱塗り、金龍五色之雲
	彫物額木	1丈7尺5寸	1尺3寸	1尺2寸	金龍五色之雲
	布　板	1尺9寸	7寸	2寸	彫物絵
	きざミ柱	9寸	6寸5分	4寸3分	真塗り
	志まこ柱	1尺3寸8分	5寸5分	4寸	真塗り沈金
	龍　柱	3尺2寸			金磨
	地ふく	1丈3尺	6寸	4寸5分	真塗り沈金
	木　重	1丈3尺	1尺	3寸5分	真塗り
	ふく木	4尺6寸	3寸5分	3寸	真塗り沈金
	ひらげた	4尺6寸	3寸5分	3寸	真塗り沈金
	蘭干柱	1尺6寸8分	7寸	4寸	真塗り沈金
側面	柱				桐油朱塗り、金龍五色之雲
	きざミ柱	9寸	6寸5分	4寸3分	真塗り
	布　板	1尺9寸	7寸	2寸	彫物絵
	地ふく	7尺2寸	6寸	4寸5分	真塗り沈金
	木　重	7尺2寸	1尺	3寸5分	真塗り
	蘭干柱	1尺6寸8分	7寸	4寸	真塗り
	志まこ柱	1尺3寸8分	5寸5分	4寸	真塗り
	ふく木	7尺2寸	3寸5分	3寸	真塗り沈金
	ひらげた	7尺2寸	3寸5分	3寸	真塗り沈金

図1・表1によると、御差床の左右に二本の丸柱があり、そこには「桐油朱塗」の技法で「金龍五色之雲」が描かれる（①②⑭）。丸柱を繋ぐ額木は中央に火焔宝珠、左右に龍、各所に雲がたなびく装飾であり（「金龍五色之雲」）、レリーフ状に彫彩されていた（「彫物」の表現に注意、③）。御差床は床面より高く築かれ、その周りを高欄が取り巻いており、一見すると寺院などにある須弥壇を思わせる。壇の正面に六枚、側面に三枚づつの「布板」（羽目板）があり、文様は明らかに葡萄栗鼠文である。この「布板」の葡萄栗鼠もレリーフ状（「彫物」）に彫彩されていた（④⑯）。

「布板」の上部と下部は「木重」と称する板材を重ね合わせる造作となっていた（⑨⑩⑱⑲）。上下部「木重」と左右の「布板」の作る間が「きざミ柱」であり、正面に五本、側面に四本見える（⑤⑩）。上部「木重」の上が「地ふく」であり（⑧⑰）、その「地ふく」の上に「龍柱」（⑦）、「蘭干柱」（③⑳）、「志まこ柱」（⑥㉑）の三タイプの柱が載る形となっている。

「蘭干柱」の頂部は擬宝珠となっており、この柱の左右には上部に「ふく木」（⑪㉒）が、下部には「ひらげた」（⑫㉓）と称する横木が取りついている。そして、「蘭干柱」と「ふく木」「ひらげた」の構成を補強するものとして「志まこ柱」（⑥㉑）が置かれていた。

以上のように、『寸法記』が掲示する二点の図は大庫理御差床の構成を詳細に伝えるものとしてきわめて価値が高い。しかも、各部位の必要寸法を記しており、大庫理御差床の復元はこの資料によって始めて可能となった。加えてこの二点の図には、「桐油朱ぬり」「金龍五色之雲」「彫物」「真塗」「沈金」「金磨」など彩色加飾の技法も明示されているのであり、熊本鎮台沖縄分遣隊によって撤去されたと推定される大庫理御差床を往時の状態で復元することを可能ならしめた。

ことわるまでもなく、復元された正殿の大庫理御差床はこの二点の図に基づいて復元されている。

二　高欄柱の形状

復元作業において難渋した大庫理御差床の高欄周りの柱の形状問題とは、図1・表1に登場する「蘭干柱」（親柱）、「志まこ柱」（束柱）をめぐる問題である。

「蘭干柱」「志まこ柱」は実施設計図面では丸柱として設計されており、この図面に基づいて工事施工される段取りになっていた。その理由は、北京の紫禁城やソウルの景福宮などの宝座を取り巻く高欄は例外なしに角柱または丸柱で装飾されており、また、日本寺院の須弥壇を飾る高欄も基本的には丸柱であったためである。国内外における建築上の事例調査に基づいて「蘭干柱」「志まこ柱」は丸柱として処理されていたのであるが、正殿の復元工事が進捗する過程において、工事現場を所轄する沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所の西川清所長、村田昇太郎監督官から「蘭干柱」「志まこ柱」の形状に関する疑義が出され、この問題を今一度検証するよう私に依頼があった。正殿復元の時代考証に責任を負っていた私は、この問題を解決するために本格的な検討を行うこととなり、改めて『寸法記』の記述を読み直してみることにしたのである。

『寸法記』により「蘭干柱」の長さが一尺六寸八分、「志まこ柱」の長さが一尺三寸八分であることは分かった。問題の所在は、「蘭干柱」の幅七寸、厚四寸、「志まこ柱」の幅五寸五分、厚四寸と記される点をどう理解するかにある。「額木」「布板」「きざミ柱」「地ふく」「木重」「ふく木」「ひらげた」などは角材、板材状のものであるから、その幅・厚寸法は容易に理解できる。しかしながら、「蘭干柱」や「志まこ柱」は図1で丸柱状に描かれており、

しかも「蘭干柱」には擬宝珠が載っているのであるから、通常は丸柱以外には考えられない。だが、丸柱であれば木口の直径寸法一つを記すだけで十分なはずであり、何故に「蘭干柱」「志まこ柱」は幅・厚という二つの寸法を記す必要があったのだろうか。

幅七寸・厚四寸の「蘭干柱」、幅五寸五分・厚四寸の「志まこ柱」、この数値を見て私が考えたのは楕円形状であった。「地ふく」に載る「蘭干柱」の長軸七寸、短軸四寸、同じく「地ふく」に載る「志まこ柱」の長軸五寸五分、短軸四寸を建築でいうRで描くと、浮かび上がってくるのは楕円なのである。私は「蘭干柱」「志まこ柱」は楕円形状の柱ではないか、との仮説を立ててみた。

念のために尚家文書の『百浦添御普請絵図帳』にも当たってみた。[5] この文書は道光二十二年（一八二二）～同二十六年にかけて行われた正殿重修時の工事報告であり、その中に『寸法記』同様に大庫理御差床の仕様図が収められている。「大庫理御差床真正面之図」「同御側之図」に、

蘭干柱長壱尺六寸八分幅七寸厚四寸右同〔「同」は真塗り沈金のこと〕

志まこ柱長壱尺三寸八分幅五寸五分厚四寸右同〔「同」は真塗りのこと〕

と記述されている。『寸法記』と全く同じ寸法であり、この時の修理の際にも「蘭干柱」「志まこ柱」は楕円形状で造作された可能性が高い。

右の仮説を裏づけるものとして、鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』（一九八二年、岩波書店）中に掲載されている「首里城正殿国王執政間欄干黒塗沈金鉄線唐草文」写真（図2）があった。図2は鎌倉の記述によれば「円覚寺保管」のものであり、首里城正殿の遺物が何らかの事情により円覚寺に移されていたことが分かる。「国王執政間」は正殿の下庫理もしくは大庫理の御差床周りを指すと理解されるので、そこから二つの検討上の条件が浮かび上

がってくる。一つは、御差床周りの造作で撤去・移動が可能な遺物が図2でなければならないこと、二つは、その遺物は「黒塗沈金鉄線唐草文」レベルの加飾が施されたものでなければならないことである。この二つの条件を同時に満足させるのは大庫理の御差床のみであり、そこから図2は大庫理御差床の一部と想定した。

念のために『寸法記』の下庫理御差床の仕様記述を見ると、図2を想定できる部位はどこにも見当たらない。ところが、『寸法記』の大庫理御差床の仕様を示す図1・表1には各所に加飾が施されていたことが明瞭に記されているので、図2はやはり大庫理御差床のものでなければならない。『沖縄文化の遺宝』には他に図2に関連する二点の写真（そのうちの一点が図4）も含まれているが、これらを総合的に検討すると、図2は大庫理御差床の高欄周りの板材、具体的には地覆の天端の一部であろうと思われた。『寸法記』によると「地ふく」は「真ぬり」（黒漆塗り）であり、その上に「沈金」で何らかの文様が施されていた。文様を鎌倉のいう「鉄線唐草文」とすると、図2はほぼ疑

図2．首里城正殿国王執政間欄干黒塗沈金鉄線唐草文
（鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』）

問なしに大庫理御差床の地覆の一部と特定できるのであり、この見通しに基づいて大庫理御差床の地覆は復元され、現に一般公開されている。

では、図2に見える楕円状の痕跡はどう理解されるべきなのか。楕円内部には方形の穴があり、上部から取りつくある種の造作に対する接合部であると推定される。問題の一つは、楕円内部の加飾とそれ以外の部分の加飾はともに真塗り沈金「鉄線唐草文」であるにもかかわらず、文様は異なっており、時代差が含まれている可能性が高い点にある。この問題について私は次のような見通しを立ててみた。楕円痕跡に取りつくのは高欄の「蘭干柱」または「志まこ柱」であり、当初の文様は楕円状の内部に閉じ込められたものであったが、後に加飾を再施工した際に高欄の造作はそのままにしておいて楕円外の文様だけが新たに施されたのではないか。つまり、楕円内の加飾が古く、楕円外の文様はそれ以後の新しいものではないのか。この見通しの是非は今後漆芸史の専門家の目で厳しく批評してもらいたいが、検討作業の段階においては右の見通しを否定する根拠を見いだすことはできなかった。結論を言うと、琉球処分後のある時期に正殿の大庫理御差床から取り外されて円覚寺に運ばれた高欄のうち、鎌倉芳太郎が写真撮影した図2は高欄を構成する地覆の一部であると推定した。

以上の考察を前提にすると、図2の楕円状の痕跡に取りつく造作は『寸法記』にいう「蘭干柱」もしくは「志まこ柱」以外には考えられない。したがって、「蘭干柱」「志まこ柱」の木口断面は楕円形状であったとする私の仮説の妥当性が再確認できた。

しかしながら楕円の高欄柱など類例がなく、しかも様式や収まりの面でもその形態は異様であり、楕円柱の可能性を想定はしてみたものの、私に自信があったわけではない。しかし、正殿の復元工事は順調に進んでおり、大庫理御差床の仕様について最終的な結論を出す場面が刻々と近づいていた。やむなく私は、覚書の形で検討結果の報

告を復元工事の現場責任者である国営沖縄記念公園事務所長宛に出すことになった。念のためにその意見書をここで全文引用しておきたい。

西川（清）所長　殿

平成三年九月一三日

浦添市立図書館　高　良　倉　吉

「寸法記」の字句の解釈について（報告）

県立芸大所蔵の『百浦添御殿普請付御絵図并御材木寸法記』（乾隆三三年）中の「大庫理御差床真正面之図」及び「同側面之図」の欄干柱（親柱）及び「しこま柱」の寸法記述について照会がありましたので、文書をもって回答いたします。

「欄干柱長壱尺六寸八分幅七寸厚四寸右同」「しまこ柱長壱尺三寸八分幅五寸五分厚四寸沈金右同」の記述のうち「幅七寸厚四寸」「幅五寸五分厚四寸」は、同文書の他の用例から角材もしくは楕円を指しているものと断定でき（材の上下部の区別でないことは根木口・空木口の用語があるので除外）、そのいずれであるかについて他の古文書を検討してみました。いわゆる林政八書には該当する記述がなく、また、算法書関係には予算措置上の材木の坪数を算出する記述はあるものの、加工材の形状を示す記述は登場しておりません。さらに、貝摺奉行所関係文書にも、また、明治期の旧慣用語集にも該当記述は出ておりません。したがって、手持ちの関係史料において照会案件を解決する記述は見出せませんでした。

念のため、測量技術史等に詳しい安里進氏（浦添市美術館学芸係長）にも聞いてみましたが、氏も該当記述について心当たりはないとのことでした。

以上、古文書側からは有効な解決策がない旨ご報告申し上げます。なお、蛇足ながら、小生の意見を参考までに付記します。

付記

1. 二階御差床の仕様に関しては『寸法記』及び尚家史料の二点しかないので、これの記述に従うことを基本姿勢とすべきである（復元の根拠の問題）。

2. 『沖縄文化の遺宝』所載の「首里城正殿国王執政間欄干黒塗沈金鉄線唐草文」写真は二階御差床の地覆と断定して良いかどうか疑問なしとしないが、現時点では御差床地覆である可能性が高く、正殿実施設計においてもこれを根拠に地覆復元を行うこととしている。したがって、同写真は復元の根拠として既に活用されており、この写真中に示される楕円形の痕跡を何と見るかが必然的に問われてくる。

3. 『寸法記』絵図を見るかぎり、欄干柱及び「しまこ柱」は丸味を帯びているので、これと『沖縄文化の遺宝』写真を総合すると、両柱は楕円形と推定できる。

4. とすると、『寸法記』の両柱の幅・厚寸法は、角材の幅・厚ではなく、木口の長径と短径、すなわち楕円形状を指示した寸法と推定できる。

5. 但し、『沖縄文化の遺宝』所載の尚純王肖像などを見ると、親柱が角状になっているので、あるいは時代差があるのかもしれない。

6. 楕円形状にともなう収まりの問題については、関係者の間で十分な調整協議が必要だと思われる。

7. なお、この件に関しては木造部会の責任者であった鈴木〔嘉吉〕先生、彩色部会の責任者であった稲垣〔栄三〕先生に対する説明が必要だと思う。

私の提案を受けてその後設計委員会の選抜メンバーによる会議が何度か開かれたが、この時点では「蘭干柱」「志まこ柱」は楕円形状の方向に傾いており、会議では「蘭干柱」「志まこ柱」を楕円で表現した場合のいくつかのパターンを検討することに主眼が置かれた。模型を数種類製作して収まりなど実際的な問題について協議を重ねたうえで、特定の仕様に絞り込んだ。

選抜メンバーによる楕円柱案という決定に基づいて、大庫理御差床の高欄は前田孝允氏によって彩色加飾が施された後、現場で組み立てられた。一般公開を目前に控えたぎりぎりの場面での作業であった。このような経緯を経て完成したのが復元された大庫理御差床の高欄柱である。

三　新発見の写真

ところが、復元後二年ほど経った時点で沖縄県立芸術大学蔵の鎌倉芳太郎コレクションから注目すべき写真が見つかった（図3）。首里城未整備地区の整備方針を検討する

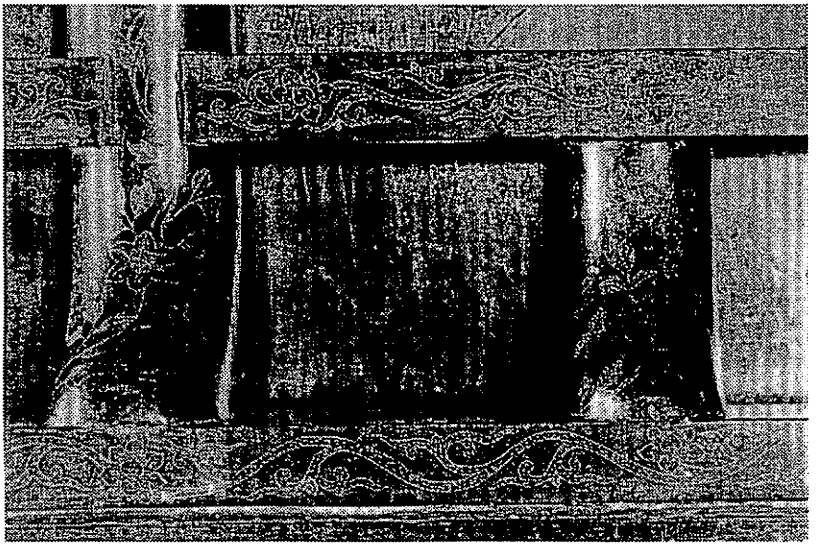

図3．大庫理御差床高欄想定写真（沖縄県立芸術大学蔵）

ために行われている資料の調査・収集過程で発見されたものであり、同コレクション中の鎌倉撮影ガラス乾板群の一番下に埋もれていたために見過ごされてきた一枚である。

新たに発見された図3をどう見るべきだろうか。大庫理御差床の高欄柱の一部、図2に関連する写真と想定したい。鎌倉『沖縄文化の遺宝』三六三ページに「首里城正殿国王執政間黒塗沈金忍冬唐草文」と題された写真（図4）が掲載されているが、その図柄と図3の横材に加飾された図柄は基本的に一致している。図4は『沖縄文化の遺宝』で図2と関連して紹介されている写真であり、図2は地覆の天端、図4はその側面と位置づけられ、地覆復元の基礎資料となったものである。したがって、図4と図3の文様が一致したとすれば、図3の横材のうち下方は地覆、上方は平桁（「ひらげた」）と見るべきだということになる。そうなると、図3の縦に取りつく柱材のうち、左手は親柱（「蘭干柱」）、右手は束柱（「志まこ柱」）ということになる。表1で「蘭干柱」「志まこ柱」は正面のみ真塗り沈金で加飾されているから、図3は高欄の正面写真ということも分かる。

つまり、正殿から解体・撤去され円覚寺に移された大庫理御差床高欄の組み立てを撮ったものが図3であり、図2・図4は鎌倉の関心、すなわち琉球漆芸史の資料として撮影されたものであった。その証拠に、加飾資料として

図4．首里城正殿国王執政間黒塗沈金忍冬唐草文
（鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』）

鮮明な図2・図4のみを鎌倉は『沖縄文化の遺宝』に掲載し、図3は除外している。

だが、図3には疑問とされる箇所もいくつか存在する。図1の『寸法記』では「志まこ柱」は「「ひらげた」の上に伸び「ふく木」の下に取りつくはずであるが、図3では「ひらげた」の下で止まっている。また、図3が大庫理御差床の正面あるいは側面の組み立てを撮った写真であるとしても、「蘭干柱」「志まこ柱」の向こう側はオープンになっていなければならないはずだが、図3では内側を隠すように壁のような造作が施されている。この壁材は高欄の装飾が沈金唐草文であるのに対して加飾が全くなく、おそらく円覚寺への移設後の後付けの造作と思われるので無視してよいが、「志まこ柱」の問題は解釈がむつかしい。図1の乾隆年間の重修、尚家文書が伝える道光年間の重修では「志まこ柱」は「ひらげた」の上に伸び「ふく木」に取りつく様式であったが、その後に様式に変化があったために図3のような形になったと理解すべきなのか、それとも、様式に実は変化はなく、円覚寺移設後に「志まこ柱」の「ひらげた」上部に伸びた部分は切り取られたと解釈すべきなのか、この疑問は今後の検討に委ねたい。

疑問を残しながらも、図3を大庫理御差床の高欄組み立てと理解した場合、ここから深い問題が新たに浮上してくる。図3において「蘭干柱」と「志まこ柱」は同一の形状を呈しており、両柱の「地ふく」に取りつく部位は楕円を示し、そこから特異なRを描いて円形に立ち上がっているように見える。つまり、両柱の下は楕円（楕円柱）で、上部に行くにしたがって円（丸柱）にまとめられていく様式なのである。観察されるその形状はあたかも長靴状のプロポーションであり、実に奇怪な形をしているといわざるをえない。

復元作業時に私が時代考証を担当した「蘭干柱」「志まこ柱」はその全身が楕円だったのではなく、下部が楕円、上部は円という想像もしなかった形状の柱だったことになる。いうまでもなく、『寸法記』が記す両柱の二つの寸

法は下部に限られたものであり、また、図2の楕円の痕跡は両柱の下部楕円切り口が取りついた跡だったことになる。

結論として、私の時代考証は下部については妥当であったが、上部については見当外れであった可能性がある。首里城復元は首里城に関する本格的な研究の出発点であり、復元はひとまずなったとはいうものの、今後とも研究・解析の仕事は継続しなければならない。そのためには、復元作業にともなう解析過程を報告し、新たに浮上してくる疑問を率直に提示し合うことが必要とされる。思いつきや根拠の薄い議論ではなく、深いレベルの実証や論理に支えられた議論をたたかわせることが首里城研究にとって不可欠な段階を迎えた。[6] 本稿はこうした課題のために提出した私なりの覚書であり、これを契機に創造的な論議が交わされることを期待したい。

〔付記〕本稿作成の過程で首里城復元作業の苦労をともにした建築家福島清・平良啓両氏に適切な助言を頂戴した。また、首里城研究会（池宮正治会長）の例会で本稿の骨子を報告しさまざまな助言を得た。記して感謝の念を表したい。

〔注〕

（1）首里城の復元対象年代については拙稿「首里城の復元とその方法――特に復元の年代設定について」（『第五回中琉歴史関係研討会論文集』、福建教育出版、一九九六年）参照。また、復元の経過については福島清「首里城復元設計についての雑感」（『沖縄文化研究』二一、法政大学沖縄文化研究所、一九九五年）参照。

（2）ぎょうせい、一九九三年。この本は総監修・海洋博覧会記念公園管理財団、監修・勝浦康之／鈴木嘉吉となっているが、復元された首里城が国営公園であるためお役所的な形式を整えたまでである。実際は鈴木嘉吉先生の助言を得ながら、福島清・

平良啓・宮城栄治・高良など復元作業の解析チームがすべてにわたって企画・編集を担当し、碧水社の清水淳郎氏を中心とする編集チームの尽力によって完成した。わが国における「規制緩和」問題はこうした知的・文化的分野にもまだ色濃く残っていると言わざるをえない。

(3) 熊本鎮台沖縄分遣隊の駐屯から引き揚げまでの経緯については、原剛「明治初期の沖縄の兵備——琉球処分に伴う陸軍分遣隊の派遣」(『政治経済史学』三一七号、一九九二年)が詳しい。

(4) 正殿内部写真は皆無なのではない。たとえば昭和の解体修理時に撮影されたものが数点あり、その中の一枚は大庫理御差床左右の丸柱付近をとらえており、柱面に雲型彩色の痕跡が鮮やかに写っている。

(5) 尚家文書中には首里城正殿の重修に係わる文書がある。『百浦添御殿御普請日記』(乾隆二十二年)、『百浦添御普請日記』(同二十二~二十六年)、『百浦添御普請日記・当方』(同二十六年)、『百浦添御普請絵図帳』(同年)の四冊である。これらの文書は公開しないという条件で所蔵者の尚裕氏から複製本が高良に預けられ、復元過程で重要な根拠資料となった。周知のように、尚家文書は一九九五年九月、尚家財団から那覇市に寄贈されいよいよ公開の時を迎えようとしている。

(6) 復元された首里城正殿について事実誤認を指摘する声が出ているが、いずれも根拠薄弱である。たとえば、正殿正面階段の登り口に建つ一対の大龍柱は正面を向くのが正しいとする意見があるようだが、向き合うのが正しい。その史料的根拠については拙稿「首里城正殿の大龍柱の向きに関する覚書」(『首里城研究』一号、一九九四年)参照。